平成２６年（フ）第２号
愛知県小牧市大字東田中1022番地
破産者　有限会社インテリアおちあい
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１５号
名古屋市北区垣戸町２丁目12番　アーバンエコーズ603号室、商業登記簿上の本店所在地横浜市保土ケ谷区鎌谷町46番地８
破産者　ディービーズ株式会社
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３２３号
岐阜市白菊町５丁目34番地　ハイツＳＴ　Ａ棟202号室、開始決定時の住所岐阜市大菅南５番41―202号　青木ビル
破産者　喜多勢こと　北瀬　悦也
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第４２１号
静岡県浜松市中区幸３丁目16番75号　アルコ12―504号、破産手続開始決定時の住所静岡県磐田市豊田747番地２
破産者　永田　博文
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第３３４号
静岡県磐田市掛塚291番地
破産者　有限会社鈴木金型工業所
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第４６８号
静岡県浜松市東区丸塚町218番地
破産者　大王商事株式会社
1　決定年月日　平成26年５月１日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１１号
栃木県佐野市高萩町495番地１　ハウゼ高萩204
破産者　村田　　仁
1　決定年月日　平成26年４月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所足利支部

平成２５年（フ）第１５９５号
埼玉県桶川市北２丁目12番９号、旧住所埼玉県北本市二ツ家４丁目244番地１
破産者　田中　　隆
1　決定年月日　平成26年４月28日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
埼玉県所沢市美原町３丁目2947番地の12
破産者　高橋　敏雄
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２６年（フ）第５８号
埼玉県鶴ヶ島市富士見４丁目14番19号
破産者　島崎　　兼
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２５年（フ）第１９８７号
名古屋市守山区苗代１丁目13番５号　サニーコート202号
破産者　井村　　正
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１９９３号
名古屋市西区名西２丁目８番12号
破産者　樽見　　茂
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第３号
愛知県小牧市大字小牧原新田881番地１　エクセレント小牧原Ａ棟102号
破産者　落合　英俊
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１６号
横浜市保土ケ谷区西久保町189番地１　ユナイト保土ケ谷フォルクローレ102号
破産者　山田　良房
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７１号
名古屋市千種区宮根台２丁目１番２号、従前の住所名古屋市千種区南明町２丁目72番地セイ・グランディア101
破産者　野末　俊二
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第５４５０号
大阪府枚方市長尾家具町５丁目13番８号
破産者　三田　良子
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第７３５号
神戸市北区ひよどり台１丁目３番地134棟402号、従前の住所神戸市兵庫区西橘通１丁目１番16―202号
破産者　横田　勝文
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第３７２号
広島市南区宇品神田１丁目４番８―201号
破産者　島村　　博
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１７０号
広島県大竹市白石１丁目５番９号
破産者　内藤　晴文
1　決定年月日　平成26年４月30日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部